

第2回

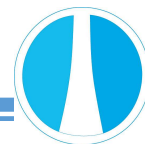
那智勝浦町 宿泊税検討委員会

説明資料

令和8年8月4日 那智勝浦町宿泊税検討委員会



宿泊税制度設計について



1. 課税要件について

(1) 申告期限

申告期限:毎月末日までに前月分を申告納入する

ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

先行自治体では、毎月申告納入を基本とし、一定要件のもとで年4回の特例を設ける例が一般的である。

【要件例】

- (1) 過去12か月の宿泊税年税額が一定以下である
- (2) 過少申告加算金等の決定を受けていない
- (3) 税を滞納していない
- (4) 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している など

(2) 免税点

免税点設定の考え方としては次のとおり。

- (1) 課税の公平性の観点や宿泊事業者の事務負担の観点から、免税点を設けない。
- (2) 宿泊者の納付資力や宿泊単価の低い宿泊施設における負担感などから、一定の金額を下回る宿泊料金の宿泊について免税点を設ける。

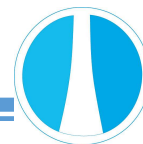
先行自治体では、課税の公平性の観点から、免税点を設けていない例が多い。

【参考：一定額未満を課税対象外としている自治体】

東京都：10,000円未満 大阪府：7,000円未満 金沢市：5,000円未満

免税点設定なし：熱海市 等

免税点：先行導入自治体の例を参考に検討



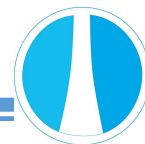
1. 課税要件について

(3) 税額・税率

※詳細は参考資料 6～7ページ参照

項目	一律定額制	段階的定額制	定率制
制度	宿泊料金に関わらず一定額で課税	区分ごとの宿泊料金に応じて課税	宿泊料金に応じて課税
税収額	他方式に比べ、宿泊単価上昇が税収に反映されにくい	一律定額制と定率制の中間的な税収構造となる傾向	宿泊単価に応じて税収が増加しやすい
観光客の負担	宿泊料が安価であるほど相対的に税負担が大きい	・一定程度宿泊料金（担税力）に応じた税負担	宿泊料（担税力）に応じた税負担
事業者等負担	税額計算の事業者等の負担が少ない	税額計算の事業者等の負担は中程度	税額計算の事業者等の負担が大きい
公平性	低価格帯で負担感が相対的に大きい	一定程度、負担能力に応じた課税	宿泊料金に比例し負担能力に応じやすい
需給・価格形成への影響	低価格帯に相対的影響	境目価格に調整が起こる可能性	境目のゆがみが生じにくい
事例	福岡県、北九州市	大半の自治体で導入	倶知安町（3%の定率） 沖縄県（県税0.8%・市町村税1.2%）
社会状況への対応	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できる

税額・税率：先行導入自治体の例を参考に、事業者の事務負担を考慮し検討



1. 課税要件について

(4) 課税免除

外交官等の任務遂行に伴う宿泊については、国際約束との整合等を踏まえ、課税免除としている自治体が一般的である。

一部の自治体において、次の対象者に対し課税免除を行っているほかは、課税免除を実施していない。

【課税免除例】

- (1) 外交官等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除
- (2) 一部自治体では修学旅行等を課税免除
- (3) 12歳未満免除は一部自治体で採用

課税免除：先行導入自治体の例を参考に検討

(5) 課税期間・見直し期間

先行自治体では、条例施行後に制度内容の見直し規定を設けている例が多い。

制度導入時に見直し規定を置く事例が多く、3年、5年、施行後3年後以降5年など、見直し期間には差がある。

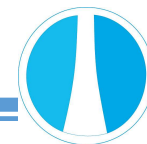
【参考】

3年ごとの見直し：長崎市

施行後3年、その後は5年ごとの見直し：福岡県、福岡市、北九州市

5年ごとの見直し：その他自治体

課税期間・見直し期間：多くの先行導入自治体と同様に、条例施行後5年周期での見直しを検討



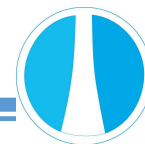
1. 課税要件について

(6) 罰則規定

宿泊税を適正かつ公平に運用するためには、特別徴収義務者である宿泊事業者が、税の徴収、申告及び納入を適切に行うことが重要である。このため、先行自治体では、制度の実効性及び信頼性を確保する観点から、一定の違反行為に対する罰則規定を設けている。

罰則対象行為	内容	自治体
特別徴収義務者証の掲示、貸付、譲渡、不返還等に関する違反	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	東京都、大阪府 金沢市
宿泊税に係る帳簿、売上伝票等の不記載・不作成又は虚偽記載・虚偽作成		東京都、大阪府、福岡県 金沢市、福岡市、北九州市、熱海市
//	3万円以下の罰金	倶知安町
納税管理人に関する申告義務の不履行	10万円以下の過料	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、 北九州市、熱海市

罰則規定：先行導入自治体の例を参考に、検討



2. 交付金等について

(1) 特別徴収交付金

確認した先行自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金としている自治体が多い。また、要件に応じて、交付金の額が増減されるほか、一部自治体では交付上限額を設けている。

【要件例】

(1) 導入から5年間は特例措置として0.5%加算

(2) 納期内納付していない場合、0.5%減算

(3) 加算金を伴う増額更正等を受けたとき 1.5%減算 など

町としては、宿泊者がクレジットカードで宿泊税を事業者等へ支払った場合、クレジットカード会社への手数料が一定金額発生することを考慮し、特別徴収交付金の額を検討したい。

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金。確認した先行自治体では、特別徴収義務者に対する交付金制度を設けている。

特別徴収交付金：先行自治体の例を参考に、2.5%を基本に、事務負担等を踏まえ3.0%まで含め検討

(2) システム整備費等補助金

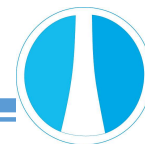
先行導入自治体（導入予定自治体）の一部で、システム整備費等に対する補助を実施している。

【参考】 長崎市、熱海市 上限50万円（補助率 1/2）

白浜町、常滑市 上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は 1/2 補助）

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。先行自治体の補助事例も踏まえ、導入初期の事業者負担軽減の観点から検討する。

システム整備費等補助金：50万円までは全額補助、50万円を超える部分は1/2補助、補助上限額：1施設あたり100万円を検討

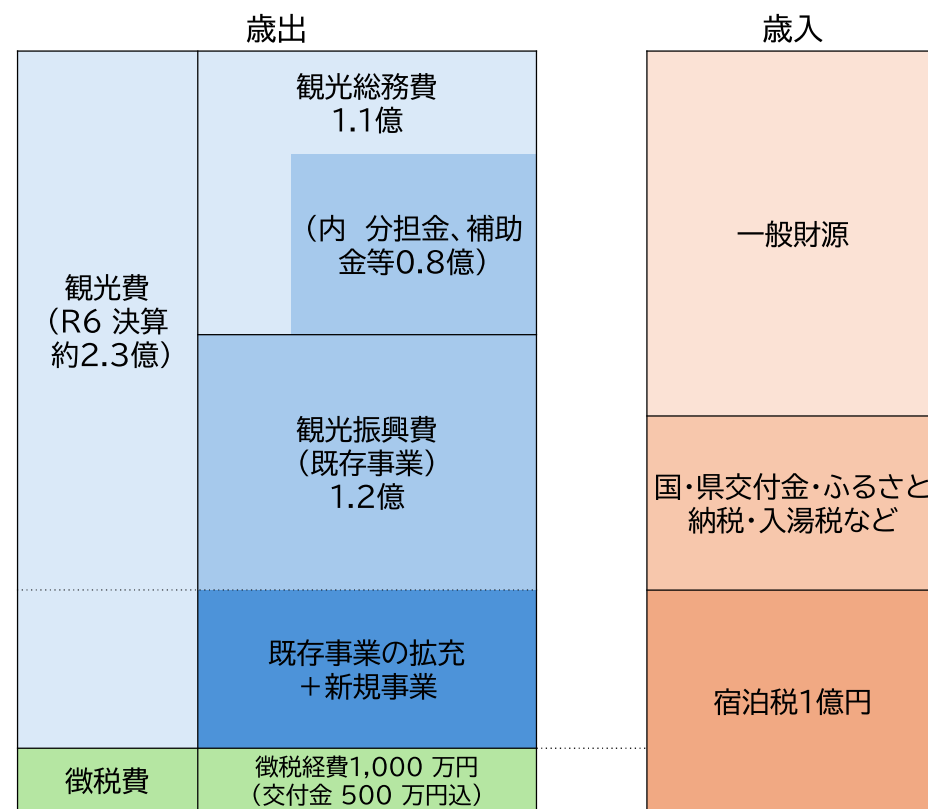


3. 宿泊税制度設計(例)について

(1) 宿泊税制度設計(例)

項目	制度設計(例)
課税客体	那智勝浦町内の宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊数(1人1泊を単位とする)
納税義務者	宿泊者
徴収方法	特別徴収
申告期限	原則として毎月末日までに前月分を申告納入。一定要件を満たす場合は年4回の特例を検討
免税点	設定の有無を含め検討
税額・税率	先行自治体の例を参考に、一律定額制・段階的定額制を中心に検討
課税免除	宿泊施設の現場における混乱防止の観点から、入湯税の取扱いに準じて検討
課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年を目途に見直しを検討
罰則規定	先行自治体の例を参考に検討
特別徴収 交付金	先行自治体の例を参考に、2.5%を基本に3%も含め検討
システム整備 等補助金	導入時負担軽減のため、上限額・補助率を含め検討

宿泊税に係る歳入歳出(例)



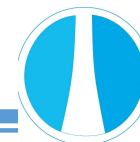
※税込及び徴税経費は一定の宿泊者数、税額、交付率等を前提とした試算例である。

※税込は課税対象宿泊数及び想定税率に基づく概算であり、今後の制度設計により変動する。



4. 当町視察先自治体における宿泊税・入湯税の使途の整理

	宿泊税の使途	入湯税の使途
下呂市	◆観光客受入環境整備事業 JR下呂駅整備・環境整備事業（二次交通の実証実験、サイン看板整備、駐車場満車システム導入、イベント開催経費等） ◆宿泊事業者整備事業 ◆観光資源の魅力の増進事業 ・下呂温泉事業 ◆宿泊税徴収事務経費	◆温泉の保護・活用 ・下呂温泉事業協同組合が行う集中管理施設の維持管理経費等 ◆宣伝、誘客事業 ・マスメディア等広告宣伝 ・インバウンド誘致 ・OTAへのクーポンの発行 等 ◆観光振興団体活動事業補助 ・各観光協会の運営補助金 ・各観光協会が実施する事業負担金 ◆地域社会の発展に寄与する持続可能な観光振興
高山市	(1) 観光資源の磨き上げや地域特性を活かした観光の振興 (2) 自然環境の保全・活用や生活環境の向上 (3) 歴史、伝統文化の保全・継承 (4) 災害時などにおける危機管理体制の強化 (5) 観光を活用した持続可能な地域づくりを支える体制の支援	◆鉱泉原の管理 入湯税の3分の2を鉱泉原の整備の目的で組合に補助金として支出 ◆生活衛生 入湯税の3分の1を下水道、ごみ処理経費に支出
鳥羽市	◆宿泊促進（宿泊者の満足度向上） （宿泊誘客キャンペーン・宿泊魅力アップ補助・宿泊客対象プレミアム商品券販売等を入湯税から移行） ◆受け入れ体制の強化、観光インフラ整備 ◆伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用 ◆観光関連団体の組織強化（DMO支援） ◆その他 賦課徴収に関する経費、特別徴収義務者への支援	◆観光振興基金に積立 ◆鉱泉原保護管理整備で民間の泉源管理の補助金として支出（温泉振興会へ入湯税の3割） ◆観光振興 宿泊客に直接利益がある事業を除く観光振興全般、情報発信（新規観光客獲得目的） ◆環境衛生施設の整備 ◆消防施設その他消防活動に必要な施設の整備



5. 当町が進めたい観光振興の取り組み(一例)

- 大門坂駐車場のリニューアル整備
- 街なみ環境整備(紀伊勝浦駅前ロータリー整備)
- 観光トイレの充実
- 紀伊勝浦駅の利活用
- 観光地の魅力向上(バリアフリー化、無電柱化、多言語対応 等)
- 観光資源の保全(世界遺産、観光施設 等)
- 観光マーケティング調査、観光分析



第2回

那智勝浦町 宿泊税検討委員会

参考資料

令和8年8月4日 那智勝浦町宿泊税検討委員会

法定外税(宿泊税)の新設

参考資料①

(1)制度概要

現行制度の概要

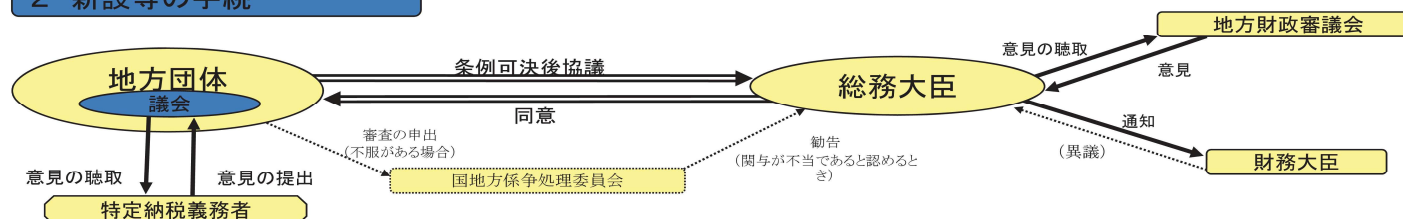
出典:総務省HP

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。
平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

(2)処理基準

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

出典:総務省HP

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことを認められることをいうものである。

(3)留意事項

法定外税の検討に際しての留意事項

出典:総務省HP

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得よう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

宿泊税とは…

観光資源の充実、受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、それぞれの自治体が条例に基づき課す法定外目的税です。

令和8年6月1日現在、全国で7都道府県、38市町村で導入されています。

	都道府県	市区町村 (令和8年6月1日現在)
導入済み自治体 (導入年)	北海道(2026年) 宮城県(2026年) 東京都(2002年) 長野県(2026年) 大阪府(2017年) 広島県(2026年) 福岡県(2020年)	北海道：倶知安町(2019年)、ニセコ町(2024年)、赤井川村(2025年)、 札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、 音更町、小清水町、洞爺湖町、新得町、留寿都村、占冠村(以上、2026年) 青森県：弘前市(2025年) 宮城県：仙台市(2026年) 神奈川県：湯河原町(2026年) 石川県：金沢市(2019年) 長野県：松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村(以上、2026年) 岐阜県：高山市、下呂市(以上、2025年)、岐阜市(2026年) 静岡県：熱海市(2025年) 愛知県：常滑市(2025年) 三重県：鳥羽市(2026年) 京都府：京都市(2018年) 島根県：松江市(2025年) 福岡県：福岡市、北九州市(以上、2020年) 長崎県：長崎市(2023年)
今後導入予定の 自治体 (導入予定年月) ※条例制定済 総務大臣同意済 条例未施行	 沖縄県(2027年2月)	岩手県：盛岡市(2026年10月) 栃木県：那須町(2026年10月) 熊本県：熊本市(2026年7月) 宮崎県：宮崎市(2026年7月) 沖縄県：石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町(以上、2027年2月)

他の自治体における宿泊税の制度の概要～税率別の制度比較～

	税率	概要	税負担のイメージ
定額制	一律定額	宿泊料金や施設の種別に関わらず、 1人1泊あたり同額を課税する方式 (例) 一律200円/人泊	The graph shows a horizontal red line at 200 yen on the y-axis (Tax Burden) against the x-axis (Accommodation Fee). The y-axis is labeled '税負担額' and has a mark at 200円. The x-axis is labeled '宿泊料金'.
	段階的定額	宿泊料金に応じて数段階に分け、 それぞれに異なる定額を課税する方式 (例) 1万円未満 200円/人泊 1万～2万円未満 300円/人泊 2万円以上 500円/人泊	The graph shows a step-wise red line on the y-axis (Tax Burden) against the x-axis (Accommodation Fee). The y-axis is labeled '税負担額' and has marks at 200円, 300円, and 500円. The x-axis is labeled '宿泊料金' and has marks at 1万円, 2万円, and 5万円. The line starts at 200 yen for fees up to 10,000 yen, jumps to 300 yen for fees up to 20,000 yen, and jumps to 500 yen for fees of 20,000 yen or more.
定率制	定率	宿泊料金に一定の税率を乗じて 課税する方式 (例) 宿泊料金の2%	The graph shows a linear red line starting from the origin on the y-axis (Tax Burden) against the x-axis (Accommodation Fee). The y-axis is labeled '税負担額' and has marks at 200円, 400円, and 1,000円. The x-axis is labeled '宿泊料金' and has marks at 1万円, 2万円, and 5万円. Dashed lines connect the points (10,000, 200), (20,000, 400), and (50,000, 1,000) on the line to the axes.

他の自治体における宿泊税の制度の概要

他の都道府県及び白浜町の事例（※令和8年6月時点）

自治体名	宿泊料金（人泊）	税率（円）
北海道	20,000円未満	100円
	20,000円以上50,000円未満	200円
	50,000円以上	500円
宮城県	6,000円以上	300円
東京都	10,000円以上15,000円未満	100円
	15,000円以上	200円
長野県	6,000円以上	300円
大阪府	5,000円以上15,000円未満	200円
	15,000円以上20,000円未満	400円
	20,000円以上	500円
広島県	6,000円以上	200円
福岡県	（金額に限らず）	200円
沖縄県	（金額に限らず）	2.0% （上限 2,000円）

自治体名	宿泊料金（人泊）	税率（円）
札幌市	50,000円未満	200円
	50,000円以上	500円
小樽市	（金額に限らず）	200円
倶知安町	（金額に限らず）	3%
京都市	6,000円未満	200円
	6,000円以上20,000円未満	400円
	20,000円以上50,000円未満	1,000円
	50,000円以上100,000円未満	4,000円
	100,000円以上	10,000円
白浜町	10,000 円未満	200 円
	10,000 円以上 20,000 円未満	300 円
	20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
	50,000 円以上	1,000 円

※税率については、当該自治体の税率であり、市町村においても宿泊税を課している場合は、それぞれの税率を合算した金額となります。

他の自治体における宿泊税の制度の概要

宿泊税制度の主な項目と内容

課税対象（課税客体）	宿泊施設への宿泊行為⇒納税義務者は「宿泊する人」です。 ※宿泊施設とは、 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設
税率	【定額制（一律・段階的）】と【定率制】に分類されます。 ※各自治体の概要は、前ページ参照
課税免除	学校の修学旅行その他の教育活動として宿泊する場合など、一定の要件を満たす場合は宿泊税を課税しないとする制度です。
免税点	一定の要件（宿泊税の場合、宿泊料金に応じて設定する区分）を満たさなければ課税しないとする制度です。 （例）1人1泊 6,000円未満は免除
徴収方法（特別徴収制度）	宿泊施設において宿泊者から宿泊税を徴収し、当該自治体に申告・納入する方法になります。 （※）宿泊施設は「特別徴収義務者」としての登録が必要となります。
特別徴収義務者交付金	納期内に申告納入された宿泊税額の一定割合を特別徴収義務者に交付するものです。 （例）納期内納入額の2.5%

入湯税導入団体の状況

入湯税超過課税及び段階税率団体調査一覧

市町村名	宿泊	日帰り
東川町（北海道）	250 円	150 円
箕面市（大阪府）	200 円	75 円
美作市（岡山県）	200 円	200 円
東伊豆町（静岡県）	300 円	300 円
釧路市（北海道）	国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・旅館 300 円	90 円
	上記以外の施設 150 円	
登別市（北海道）	一般 300 円	50 円
	ユースホステル 100 円	
伊達市（北海道）	1泊の宿泊料金が6,000円を超え、かつ総客室数が20室を超える施設 300 円	50 円
	上記以外の施設 150 円	
上川町（北海道）	国際観光ホテル整備法に規定する登録ホテル等 250 円	150 円
	上記以外の施設 150 円	
壮瞥町（北海道）	一般 300 円	100 円
	ユースホステル 100 円	
桑名市（三重県）	ホテル、旅館及びこれに類する施設 210 円	210 円
	国民宿舎、寮、保養所及びこれに類する施設 150 円	150 円
	上記以外の施設 60 円	60 円
長門市（山口県）	長門市景観条例に基づく景観形成重点地区 300 円	300 円
	上記以外の区域 150 円	150 円
西伊豆町（静岡県）	5,000 円未満 200 円	200 円
	5,000 円以上 300 円	
由布市（大分県）	4,000 円以下 100 円	70 円
	4,001 円以上 250 円	
別府市（大分県）	1,500 円以上 2,000 円以下 50 円	40 円
	2,001 円以上 4,500 円以下 100 円	
	4,501 円以上 6,000 円以下 150 円	
	6,001 円以上 50,000 円以下 250 円	
	50,001 円以上 500 円	

県内の入湯税導入団体の状況

市町村名	宿泊	日帰り
和歌山市	150 円	75 円（入湯料金が 1,500 円以下の場合は免除）
海南市	150 円	免除
橋本市	150 円	75 円（入湯料金が 1,000 円以下の場合は免除）
有田市	150 円	150 円（入湯料金が 1,000 円以下の場合は免除）
田辺市	150 円	150 円
新宮市	150 円	75 円
紀の川市	150 円	75 円（入湯料金が 1,000 円以下の場合は免除）
岩出市	150 円	70 円
紀美野町	150 円	75 円
かつらぎ町	150 円	75 円（入湯料金が 1,000 円以下の場合は免除）
湯浅町	150 円	免除
広川町	150 円	免除
有田川町	150 円	150 円
日高町	150 円	150 円
みなべ町	150 円	150 円
日高川町	150 円	150 円
白浜町	150 円	150 円（入湯料金が 1,000 円以下の場合は免除）
上富田町	150 円	免除
すさみ町	150 円	150 円
那智勝浦町	150 円	75 円（入湯料金が 1,000 円以下の場合は免除）
太地町	150 円	150 円
古座川町	150 円	150 円
北山村	150 円	150 円（入湯料金が 1,000 円以下の場合は免除）
串本町	150 円	150 円

宿泊税の使途に関する論点資料

公益財団法人日本交通公社

主任研究員 池知 貴大

使途に関連した論点

1 貯めるか、貯めないか

財源の持ち方 = 基金

通常の税は単年度で使い切るのが原則。観光は複数年度の戦略で動くため、「基金」に貯めて年度をまたいで使うという選択肢を考える。

→ p.3~5

2 使途の決め方の設計

どこまで・どう決めるか

目的税だからといって使途を条例で固定してしまうと、柔軟性に欠ける。程よい粒度の「計画」で枠づけし、状況に応じて見直せるようにする選択肢を考える。

→ p.6~9

3 見直す・回す仕組み

誰が担うか

宿泊税を前提とした観光に関する計画は多様な意見の反映を踏まえ上で、優先順位の設定が重要となるため、行政・DMO・民間等が噛み合う「会議体」で合意形成をする選択肢を考える。

→ p.10~12

論点 ①

貯めるか、貯めないか

- ・通常の税は「単年度で使い切る」が原則
- ・観光は複数年度の戦略で動き、毎年同じことを繰り返すものではない
- ・だから「基金」に貯めて年度をまたいで使う、という選択肢が重要となる
- ・メリット＝良い案件に厚く張れる / デメリット＝ただ貯め込む「埋蔵金」批判

論点①



論点②



論点③

なぜ「貯める」ということを考えるのか

住民サービスに充てるお金は、住民の数やニーズが年々大きく変わるものではなく、あまり変更がない。

一方、観光は外部環境の変化でやるべきことが大きく変わるため、毎年同じことを続けるのではなく、複数年度にわたる戦略が重要になる。

一般財源

住民サービス など

使い道は毎年ほぼ同じ

→ その年の税収を、その年に使えばよい

= 単年度で完結

≠

宿泊税（目的税として設計する場合）

観光振興

使い道が年度で大きく変わる

複数年の戦略的・投資的な支出も必要

→ 単年度の予算では収まりきらない



だからこそ、宿泊税は『貯めて、年度をまたいで使う（＝基金）』という選択肢が重要になる。

基金化のしくみ

宿泊税収はいったん「基金」に積み立てて管理し、年度をまたいで計画的に使えるようにする地域も多い。



メリット

単年度予算にとらわれず、繰越を含めた中長期の事業展開が可能になる。「貯めて、良い案件に厚く張る」こともできる。

デメリット・留意点

使い道を伴わずにただ貯め込むだけだと、「埋蔵金」との批判を招きうる。使途を明確にし、計画的に取り崩すことが前提。

参考： [白馬村持続可能な観光地経営に関する条例](#)（第14・15条）ほか、導入自治体の基金・使途条例

論点 ②

使途の決め方の設計

- ・すべて固定すると硬直化、緩すぎると曖昧化（一般財源化）を招く
 - ・そこで、個別の使途でなく「決め方（プロセス）」自体を設計するという発想も重要になる
 - ・白馬村は程よい粒度の「計画」で大枠を定め、期ごとに検証・見直しを組み込む
- メリット＝ある程度縛った上で、変化に対応できる ／ デメリット＝計画策定・見直しにコストがかかる

論点①



論点②



論点③

使途を「今」固定することのリスク

宿泊税は特定の目的に使う「目的税」だが、その目的の特定が難しい。

条文で細かく列挙すると実態と合わず無駄が生じ、それを恐れて抽象的に書くと、観光は裾野が広いので何にでも使えてしまい、目的税としての意味が薄れる。

× 厳格に固定しすぎる → 硬直化

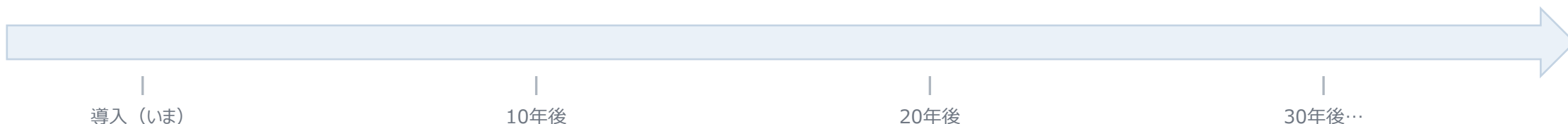
社会状況が変わっても使途を変えられず、事業が実態と合わなくなっていく。

イメージ | 使途を細かく列挙して固定 → 後から生じた課題（防災・人手不足 等）に充てられない。

× 運用が緩すぎる → 曖昧化

使途がなし崩しに広がり、実質的な「一般財源化」（＝何にでも使えるお金になること）を招く。

例 | 米・ハワイ州 観光専用の財源が徐々に一般会計へ流れ、2022年以降は専用財源の枠組み自体が廃止。



「決め方（プロセス）」そのものを設計するという考え方も存在する

基本的な発想：個別の使途を今固定するのではなく、使途の「決定プロセス」自体を設計する。

× 中身（使途リスト）を固定する



決めた時点の内容のまま動かさない
→ 変化に弱い

○ 「決め方（プロセス）」を設計する

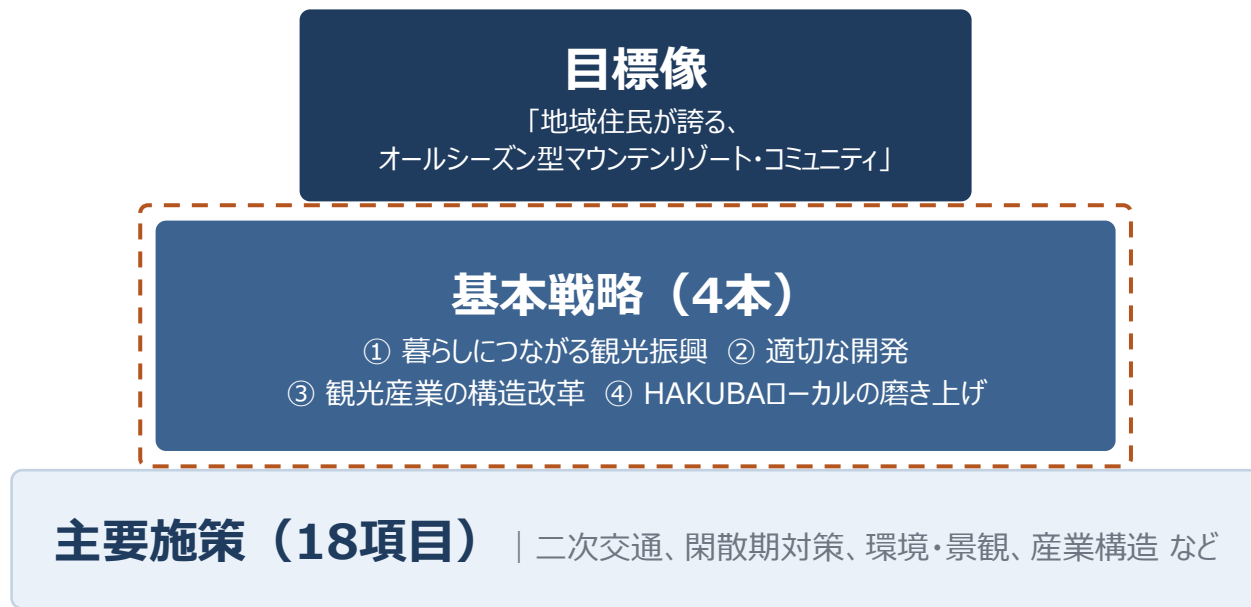


見直して、また決める

状況が変われば、手続きに沿って中身を更新できる
→ 変化に強い

使途の大枠を計画で決める方法：白馬村の例

使途の大枠を、条例に位置づけた「指針・計画」で定める手法。白馬村は10年計画のビジョンを条例上の法定戦略とした。



（点線）宿泊税の使途＝
条例第11条は「経営ビジョンに定める事項を推進するための事業に要する費用に充てるため」と規定

見直しのしくみ（10年をどう回すか）

前期3年	中期3年	後期4年
2026年度		2035年度

- ・経営会議で年2回程度、進捗を検証
- ・期の節目に、施策を組み立て直す
- ・状況に応じて、ビジョン自体も改定

論点 ③

見直す・回す仕組み

- ・計画は「作って終わり」ではなく、回して見直すことが要
- ・観光地の戦略は、行政・DMO・民間等の単独では担えない
- ・関係者が噛み合う「会議体（観光地経営会議）」で回す
- ・担い手の組合せは地域に応じて設計 / メリット＝合意形成・デメリット＝会議運営のコスト

論点①



論点②



論点③

計画を回す「場」という考え方：観光地経営会議

計画を作ったままで放置しては、「絵に描いた餅」になりがちである。

宿泊税は事業をDMO等が担う割合も大きく、現場の実務・意見を踏まえてこそ効果が出るため、基金の使い方や計画について議論する、「場づくり」も一つの論点となる。

また、意見を集めるだけでなく、最終的に優先順位をつけて意思決定を行う一定のトップダウンの会議体も必要であり、これにより行政としても正式に地域の意見として活用できるようになる。



メリット

- 異なる立場の関係者が、宿泊税（目的税）を介して観光地のあり方を建設的に議論できる「場」になる
- 一つの立場では決めきれない複雑な使途を、多様な視点を踏まえて判断できる
- 会議で決定することで「合意形成」となり、地域の意見として行政も活用できる

デメリット

- 計画づくりに手間・コストがかかる（行政が単独で作る方が手早い）
- 会議体の運営・参加そのものが、行政にも参加者にも継続的な負担になる

外部会議による検証：長門湯本温泉（長門市）の事例

入湯税の超過課税分を基金化し、条例に基づく外部評価委員会が使途を検証・評価する体制。

長門湯本温泉みらい振興評価委員会

年2回開催

市（長門市・事務局）

外部有識者委員
（学識・メディア・建築・観光 等）

エリマネジメント法人
（長門湯本温泉まち株式会社）

温泉運営事業者（長門湯守株式会社）

- ・事務局＝市（長門市）が担う
- ・基金条例に基づき設置
- ・会議は原則公開（YouTubeで配信）

委員会の役割 | 基金の使途の検証・評価

① 市・エリマネ法人の取組結果の報告



② 外部委員による検証・評価



③ 基金の処分について市長に意見

評価結果を翌年度の事業計画へ反映（〇）